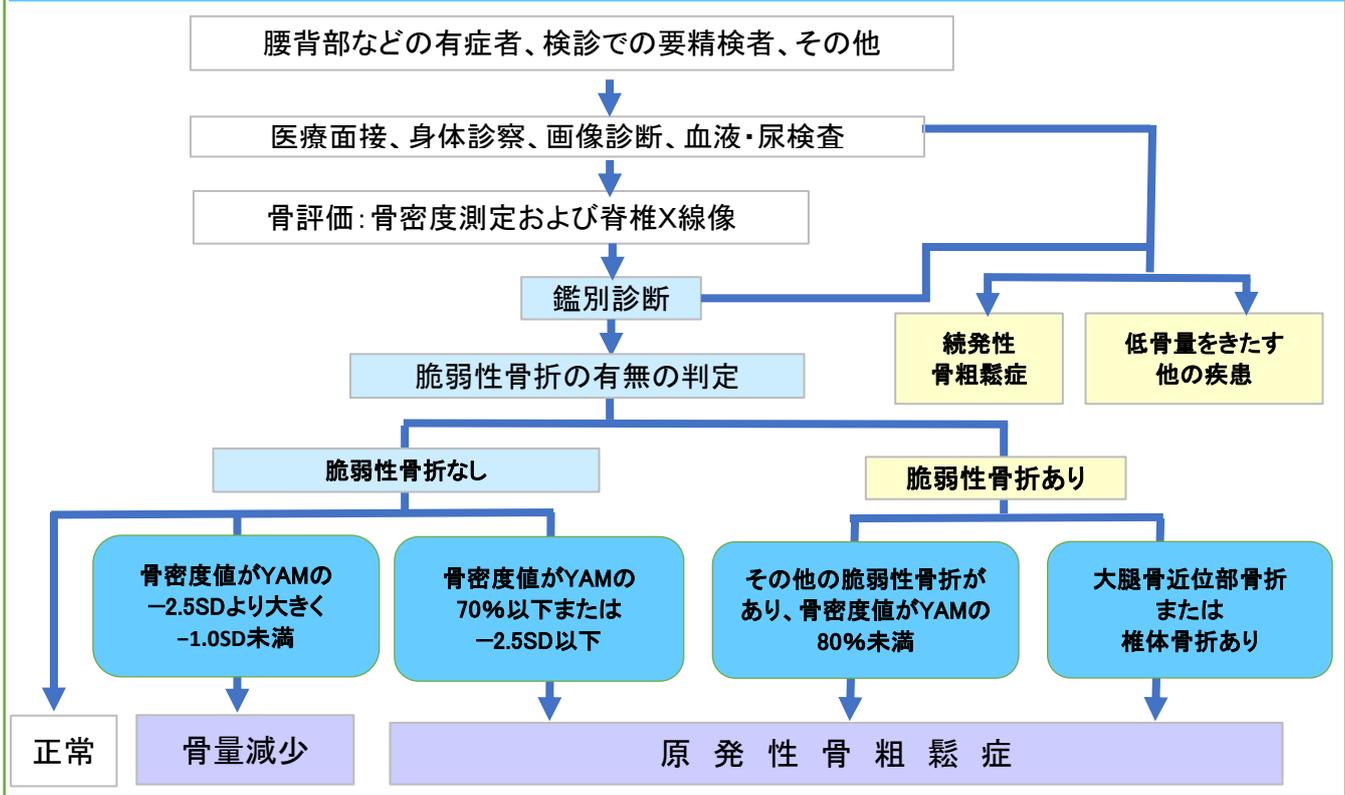


原発性骨粗鬆症の診断の流れ

(骨粗鬆症の予防と治療ガイドライン2015年版より引用)



原発性骨粗鬆症の診断基準（2012年改訂版）

原発性骨粗鬆症の診断は、低骨量をきたす骨粗鬆症以外の疾患、または続発性骨粗鬆症の原因を認めないことを前提とし、下記の診断基準を適用して行う。

I 脆弱性骨折（注1）ある場合

1. 椎体骨折（注2）または大腿骨近位部骨折がある。
2. その他の脆弱性骨折（注3）があり、骨密度（注4）がYAMの80%未満

II 脆弱性骨折がない場合

1. 骨密度（注4）がYAM*の70%以下または-2.5SD以下

*YAM：若年成人平均値（腰椎では20～44歳、大腿骨近位部では20～29歳）

#1：軽微な外力によって発生した非外傷性骨折。軽微な外力とは、立った姿勢からの転倒か、それ以下の外力をさす。

#2：形態椎体骨折のうち、3分の2は無症候性であることに留意するとともに、鑑別診断の観点からも脊椎エックス線像を確認することが望ましい。

#3：その他の脆弱性骨折：軽微な外力によって発生した非外傷性骨折で、骨折部位は肋骨、骨盤（恥骨、坐骨、仙骨を含む）、上腕骨近位部、橈骨遠位端、下腿骨。

#4：骨密度は原則として腰椎または大腿骨近位部骨密度とする。また、複数部位で測定した場合にはより低い%値またはSD値を採用することとする。腰椎においてはL1～L4またはL2～L4を基準値とする。ただし、高齢者において、脊椎変形などのために腰椎骨密度の測定が困難な場合には大腿骨近位部骨密度とする。大腿骨近位部骨密度には頸部またはtotal hip（total proximal femur）を用いる。これらの測定が困難な場合は橈骨、第二中手骨の骨密度とするが、この場合は%のみ使用する。付記：骨量減少（骨減少）[low bone (osteopenia)]：骨密度が-2.5SDより大きく-1.0SD未満の場合骨量減少とする。（骨粗鬆症の予防と治療ガイドライン2015年版より引用）